

テーマ ケアマネジャーによる虐待通報

～弁護士から学ぶ法的解釈～

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、虐待防止法)では、ケアマネジャーは虐待を見聞きした時には、職務として通報することが明記されています。しかしケアマネジャーが相談・通報したことを本人や家族に気づかれてしまう恐れがある場合や、本人や家族の意向に反して相談、通報することによりケアマネジャーが責められることを不安視し、相談・通報がしづらくなっているという意見が聞かれます。本研修ではケアマネジャーが虐待防止法を正しく理解・解釈し、法に基づき適切に対応できるようになることをめざし、相談、通報のしやすさにつなげることができることを目的としています。

日時 令和 6 年 10 月 23 日(水) 14:00～15:30 ※開場 13:30～

場所 手稲コミュニティセンター 1 階ホール

住所:手稲区手稲本町 3 条 1 丁目 3-14

※当日は上靴のご持参をお願いします。

※駐車場は台数に限りがありますので、なるべく乗り合わせのご協力をお願いします。

費用 無料

内容 講話とグループワーク

対象 手稲区内の居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能居宅介護に属するケアマネジャー
地域包括支援センター職員

講師 いしづか やすゆき
石塚 慶如弁護士 (ゆいと法律事務所)



<経歴>

昭和 59 年 札幌市出身
平成 15 年 3 月 立命館慶祥高校 卒業
平成 18 年 3 月 立命館大学法学部中途退学
(大学院飛び級進学のため)
平成 20 年 3 月 立命館大学大学院 法務研究科修了
(法務博士〔専門職学位〕取得)
平成 20 年 9 月 司法試験合格
平成 21 年 12 月 司法修習終了 札幌総合法律事務所に入所
平成 30 年 11 月 ゆいと法律事務所 開設

<所属機関等>

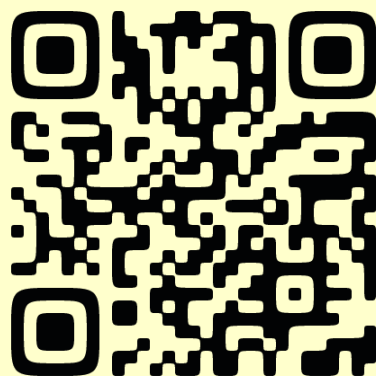
(1)弁護士関連
札幌弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員長
北海道弁護士会連合会 高齢者・障がい者支援委員会 委員長
(2)公的委員等
北海道社会福祉審議会 委員
空知圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 委員
札幌市 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 委員
(公社)北海道社会福祉士会 監事

※本研修は主任介護支援専門員受講証明書の対象研修ではありません。

10月8日(火)までに、

下記 QRコード(Googleフォーム)にてお申し込みください

お電話での申し込みも可能ですので、下記までご連絡ください。



お問合せ・お申し込み先

札幌市手稲区第1地域包括支援センター 営業時間/平日 8:40~17:40

TEL:011-695-8000 FAX:011-695-8855